

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について

所管行政庁（県）
【令和4年3月31日現在】

【小学校等：小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校】

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	金津中学校北校舎	福井県あわら市市姫1丁目	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.45 Ctu·Sd=0.89	—	—	耐震改修済
2	金津中学校南校舎	福井県あわら市市姫1丁目	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.48 Ctu·Sd=0.90	—	—	耐震改修済
3	三国中学校屋内運動場	福井県坂井市三国町錦1丁目7-3	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.48 Ctu·Sd=0.90	—	—	耐震改修済
4	丸岡中学校管理・特別教棟、普通教室棟	福井県坂井市丸岡町寅国5-15	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.45 Ctu·Sd=0.61	—	—	耐震改修済
5	勝山中部中学校北校舎	福井県勝山市郡町1丁目3-34	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.30 Ctu·Sd=0.78	—	—	耐震改修済
6	花筐小学校校舎	福井県越前市粟田部町41-12	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.41 Ctu·Sd=0.87	—	—	耐震改修済
7	神明小学校校舎	福井県鯖江市水落町4丁目13-23	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.36 Ctu·Sd=0.86	—	—	耐震改修済
8	中央中学校南校舎	福井県鯖江市三六町1丁目1-50	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.32 Ctu·Sd=0.83	—	—	耐震改修済
9	気比中学校普通特別教棟	福井県敦賀市清水町1丁目11-41	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.35 Ct·Sd=0.81	—	—	耐震改修済
10	松陵中学校普通・特別教棟、管理棟	福井県敦賀市松葉町1-1	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版、2001年版)	Is/Iso=1.20 Ct·Sd=0.35	—	—	耐震改修済
11	本郷小学校校舎	福井県大飯郡おおい町本郷80-7	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.35 Ctu·Sd=0.84	—	—	耐震改修済

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について

所管行政庁（県）
【令和4年3月31日現在】

【体育館（一般公共の用に供されるもの、学校の体育館を除く。）】

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	坂井市三国体育館	福井県坂井市三国町中央1丁目6番2号	体育館（一般公共用）	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso=1.36 Ctu·Sd=0.83	—	—	耐震改修済

【劇場、観覧上、映画館、演芸場】

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	越前市文化センター	福井県越前市高瀬2丁目3-3	劇場	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso=1.21 Ctu·Sd=0.74	—	—	耐震改修済
2	鯖江市文化センター	福井県鯖江市東鯖江3丁目7-1	劇場	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso=0.80 Ctu·Sd=0.52	—	—	耐震改修済
3	敦賀市民文化センター	福井県敦賀市桜町7-1	劇場	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（1990年版）	Is/Iso=1.23 Ct·Sd=0.80	—	—	耐震改修済

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について

所管行政庁（県）
【令和4年3月31日現在】

【ホテル、旅館】

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	清風荘(客殿)	福井県あわら市温泉3丁目 803番地、806番地、807番地	旅館	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{tu} \cdot S_d=0.28$	-	-	耐震改修済
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{tu} \cdot S_d=0.62$	-	-	耐震改修済
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.63$ $q=2.52$	-	-	耐震改修済

【保育所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(消防署、警察庁舎を除く)】

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	あわら市役所庁舎	福井県あわら市市姫3丁目1番1号	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.50$ $C_{tu} \cdot S_d=0.93$	-	-	耐震改修済
2	坂井市役所丸岡庁舎	福井県坂井市丸岡町西里丸岡12号21番地1	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	$I_s/I_{so}=1.30$ $C_{tu} \cdot S_d=0.34$	-	-	耐震改修済
3	鯖江市役所庁舎本館	福井県鯖江市西山町13-1	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.35$ $C_{tu} \cdot S_d=0.86$	-	-	耐震改修済

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性※		
		I	II	III
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_t \cdot S_d < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_t \cdot S_d \leq 1.25$
				$1.25 < C_t \cdot S_d$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{tu} \cdot S_d < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot S_d$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_t \cdot S_d < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_t \cdot S_d$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{tu} \cdot S_d < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot S_d$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

(※) 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は0.6で算定

Z (地域指標) = 1.0 (建築基準法施行令による)、U (用途指標) = 1.0、G (地盤指標) = 1.0 (公表対象すべて、がけ地や軟弱地でないため)